

第6回高梁市議会(定例)追加議案目録

議案番号	件名	結果	頁
同意第5号	高梁市固定資産評価審査委員会委員の選任について		3

高梁市固定資産評価審査委員会委員の選任について

高梁市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいから、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	田 中 良 和	

令和5年12月21日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

提 案 理 由

固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意を求めるため。

(参考)

地方税法（抜すい）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4～5 略

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7～9 略

高梁市税条例（抜すい）

（固定資産評価審査委員会の設置）

第77条 固定資産課税台帳に登録された価格（法第389条第1項、第417条第2項又は第743条第1項若しくは第2項の規定によって知事又は総務大臣が決定し、又は修正し、市長に通知したものを除く。）に関する不服を審査決定するために、高梁市固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

（審査委員会の委員の定数）

第78条 審査委員会の委員の定数は、6人とする。